

令和6年度まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧（都賀地域）

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
1	中荒井	【火の見櫓撤去に関する要望について】 栃木市都賀町家中の中荒井自治会は、48軒の自治会ですが、自治会内中央に火の見櫓があります。今は、自治会に消防団員もいない為、実際に使用する事はありません。高さが約6mほどあり半鐘が吊下っている状況で落下したら非常に危険です。昨年度の自治会役員からも撤去の要望が出ています。 早急な対応をお願いします。	【都賀地域づくり推進課：TEL 29－1100】 【地域政策課：TEL 21-2453】 老朽化した火の見櫓等の撤去につきましては、市内全域の状況を把握し、順次解体を進めております。 中荒井自治会からご要望いただきました半鐘柱につきましては、令和9年度に撤去する予定となっておりますが、緊急性等を検討のうえ対応してまいります。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：都賀地域づくり推進課：TEL 29－1100】 【担当課：地域政策課：TEL 21-2453】
2	桜本	【AED 設置の要望について】 近年、高齢化社会、現代病、自然災害等が騒がれる現代について、AED の普及率が少ないと思われます。現在 AED が設置されている場所では、公共施設、事業所、コンビニ、学校等ですが、もし AED が必要になった場合、場所によっては、かなりの時間がかかってしまいます。 1分でも早く処置を行えば人の命が救えると思います。最近では自治会で AED 講習会を開いたり、消防団員が AED の講習を受講したりしています。これからの先への為に AED 講習会を多く開催して頂き、AED を各自治会公民館に1基か消防団車両に1基の設置を要望します。	【健康増進課：TEL 25－3500】 【消防総務課：TEL 23－3527】 【警防課：TEL 23－0070】 令和6年5月末現在、市が管理する AED の設置状況については、公共施設に117台（貸出用7台含む）、学校施設に47台、保育施設に41台、コンビニエンスストアに12台、計217台が設置されております。 AED が必要になった場合は1分でも早い処置を要することから、開庁時間が昼間に限られている公共施設では対応しきれない部分を補完する考えのもと、ご協力いただいた24時間営業のコンビニの店舗に対して、予算の範囲内で設置をしているところであります。 また、市内民間事業所35箇所が AED 使用協力事業所として市に登録をいただいております。緊急時に AED を無償で貸し出しいただける体制も整えております。 ご要望の自治会公民館や消防団車両については、行事がある場合や消火活動・点検など限られた時にのみ活用される施設等だと思われるので、常時設置をして備えるというよりも必要な時に備えるという方向が好ましいと考えられます。自治会のイベント等への AED 貸し出しについては健康増進課が行っておりますので、事前に電話でご予約の上、積極的にご利用いただければと思います。 今後も、限られた予算の中で、AED の有効活用が図られるような設置場所を検討してまいります。 なお、AED 講習会については、市消防本部において実施しており、自治会等からご相談をいただき、日程調整を行った上で開催することが出来ますので、最寄りの消防署・各分署にお問い合わせくださるようお願いいたします。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：健康増進課：TEL 25－3500】 【担当課：消防総務課：TEL 23－3527】 【担当課：警防課：TEL 23－0070】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
3	桜本	【小学生の通学路について】 県道２９６と広域農道の交わる交差点、ガードレールが一部しか設置してなくて心配です。 毎朝立哨で大人が渡すのですが、信号を渡る時間が短く低学年の子どもが急いで転んでしまう、信号の時間などを見直して頂けると助かります。 ガードレールの設置と青信号時間の見直しを要望致します。	【道路河川維持課：TEL ２１－２７７１】 ご要望の件につきまして、管理者である県へ確認しましたところ『ご要望のありました県道２９６号（小山都賀線）と広域農道の交差点については、小学校通学路であることから、今後ガードパイプ等の設置を検討してまいります。』との回答がありました。 市といたしましても、引き続き県へ要望してまいります。 【交通防犯課：TEL ２１－２１５１】 信号機の点灯時間変更にあたっては、県公安委員会が権限を有していることから、今回の要望につきましては、現地調査を実施し、市より栃木警察署あて連絡させていただきました。	【担当課：道路河川維持課：TEL ２１－２７７１】 管理者である県へ確認しましたところ『県道２９６号（小山都賀線）と広域農道の交差点角切りガードパイプ（２箇所）については、請負業者が令和７年１月下旬に現地作業を開始し、令和７年２月末に完了予定』との回答がありました。 【左記回答要旨のとおり】 【担当課：交通防犯課：TEL ２１－２１５１】
4	木の東	【都賀町木地内における地域排水等の整備について】 都賀町の木の東地内の市道４３２２５号線と市道４３２０９号線の交差点付近や沿線地域は大雨の時に道路排水施設（側溝）が無く、長年路面冠水による交通障害や浸水に悩まされております。 当該地域には百瀬医院などの地域医療機関もあり通院にも支障をきたす事も多々あり、また赤津小の通学路も含まれております。 ついては、この場所において、水はけの対策を講じていただきたい。	【道路河川整備課：TEL ２１－２４０１】 当地域の市道に側溝等の排水施設が整備されていないことで、通行にご不便をおかけしております。 ご要望の道路冠水の対策につきましては、排水施設を含め市道４３２０９号線の拡幅整備として、平成１４年度に地元自治会からの要望を受け、市の道路整備基本計画に基づき生活道路の整備路線として、位置付けをしております。 生活道路等に関する要望は、現在２００路線を超える要望があり、各地域において整備を計画的に順次進めているところですが、まだ事業化に至らない路線も多くあることから、事業化するまでにはお時間をいただいているところですので、ご理解をお願いします。 なお、水はけの対策につきましては、後日担当者が地元の方と相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。	【担当課：道路河川整備課：TEL ２１－２４０１】 令和６年９月４日に自治会長宅へ説明に伺い、側溝整備を含めた道路改良工事を実施するには、２００路線を超える要望があることから、事業化するまでには相当の時間を要することについて、説明を行いました。

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
5	木の東	【土地改良区域内の排水路及び施設の適正な管理と運営について】 私たちの集落は民家の脇には市道があり、非農家の家庭でも当時の土地改良事業に伴う道路拡張の為の用地買収などにも全面的に協力して参りました。 そのような中、住宅の建築に伴い合併浄化槽を設け、その排水は隣接する市道の側溝に接続し、土地改良区の同意書を添付し建築確認許可を得て、その後も毎年浄化槽の法定点検も遵守しつつ、地元土地改良区に排水使用料を納めております。 現在は土地改良事業完了から年数が経ち、排水の放流先である土地改良区の排水路が土砂や雑草の堆積で排水が滞る状態であります。 私たち非農家の者もその排水路の土砂浚いや草刈などを鋭意実施して参りましたが、数年前に担当部署の方に実情を説明しその後、改良区の役員さんが現地を確認に訪れ、土地改良区内の排水路の管理は地先の方々で行ってくれとの回答でした。 なお西の方で私達と同様に個人で土砂上げを行っている方がおります。 私たちの集落も少子高齢化により昔のような地域全体での堀浚いなど現実的に不可能な状況であります。 各改良区の予算では、この様な要望に応えるのは難しい事は判りますが、改良区で予算措置が厳しい場合、行政側による補助金を活用した農地や農業用排水等の保全管理と農村環境の保全向上等を図る為の施策の実施など地域で困っている人達の事も考え、行政全体で取り組んで戴きたい。	【農林整備課：TEL 21-2387】 土地改良区管内にある農業用排水路の管理については、地域における生活環境保全の観点から、地先の土地所有者が草刈りや軽易な浚渫などの日常管理を行い、個人で対応できない部分については管理者である土地改良区が対応することになります。 土地改良区が水路浚渫等を行う場合には、市では事業費の20%を補助し、支援を行っているところです。更に、事業規模や条件によっては、より補助率の高い県や国の補助金を活用することも検討できますので、土地改良区と連携を密にし、より負担の少ない方法で実施できるよう支援してまいります。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：農林整備課：TEL 21-2387】
6	木の西	【赤津川の整備に関する質問及び要望について】 赤津川「欠の上橋」下流の細堀地区では、昨年度規法面の立ち木の伐採、下草の除草及び撤去が実施されました。また、今年度は、堆積土の除去工事が行われる予定になっています。 ①赤津川「欠の上橋」下流の整備は、どのような経緯から上記の工事が実施されたのか。 ②令和5年度まちづくり懇談会ふれあいトーク対応報告一覧によると『令和5年度末には細堀地区内から上流に向け、継続的に堆積土除去工事を発注する予定です』となっています。 「欠の上橋」の上流については、どのようなタイムスケジュールで、立ち木の伐採、下草の除草及び撤去、堆積土の除去工事が行われるのか。具体的に教えてほしい。 ③早急に赤津川全域が整備されるよう県に要望してほしい。	【道路河川維持課：TEL 21-2771】 ご要望の件につきまして、管理者である県へ確認しましたところ、『欠の上橋下流については、地元から伊吹橋付近の堆積土除去の要望がありましたので、現地調査をしたところ、さらに下流の東北道下より上流でも堆積した土砂があることが確認されました。このことを受け、令和4年度から東北道下から上流に堆積土の除去を実施してきたところです。欠の上橋上流につきましては、堆積する土砂の状況や範囲等について現地確認をし、必要性を認識しております。今年度予算化されましたので、現在、堆積土除去工事に向けた準備を行っており、秋頃には実施予定です。』との回答がありました。 市といたしましても、赤津川全域が整備されるよう、引続き県へ要望してまいります。	【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2771】 管理者である県へ確認しましたところ、『堆積土除去工事については、令和6年秋頃から着手し、令和7年2月に完了予定』との回答がありました。

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
7	大橋	【赤津川に架かる川向橋のガードレールについて】 都賀町大橋自治区、地内の赤津川に架かる川向橋にはガードレール、歩道部分にはフェンスが有り、それぞれが重なって大変見え難くなっています。県道大橋家中線から南北方向に進むのに、自動車等大変出にくいです。堤防沿いの道は通学路でも有り、大変危険です。フェンスを削除、又はフェンスを隙間から見えるような物に変更することができませんか。	【道路河川維持課：TEL 21-2771】 ご要望の件につきまして、管理者である県へ確認しましたところ、『川向橋の車道ガードレールと歩道部分の高欄が重なり、市道から県道に出る際の視距の妨げとなっているとのご指摘ですが、いずれも橋から転落を防止する重要な施設です。またフェンスを隙間から見えるような物に変更できないかとのご要望ですが、車道・歩道はそれぞれ一つの橋梁として架設されており、安全上・構造上困難でありますのでご理解願います。』との回答がありました。 市におきましても、交通安全対策として既にカーブミラーを設置しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2771】
8	大橋	【外来生物について】 近年、赤津川河川で外来生物が生息しているようですが、本当でしょうか。 調査の有無と、生息が確認された場合の市政の対応をお聞かせ願いたいです。	【環境課：TEL 21-2420】 外来生物とは、人間によって国内に持ち込まれた生物をいいます。この内、国は、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、又はその恐れがある種を特定外来生物として指定しました。特定外来生物に指定された生物は輸入、飼育、栽培、保管、運搬及び放流することなどが禁止されています。アカミミガメ、アメリカザリガニなども特定外来生物であり、赤津川にも生息していると思われますが、これらについては、条件付き特定外来生物とされており、川から採取し家庭で飼育することは可能ですが、放流することは禁止されています。 外来生物の管轄となる県に確認したところ、『赤津川において対応が必要な特定外来生物の情報はなく、調査を行う予定はない』とのことでありましたが、生態系への影響が特に大きい種は、関係機関と連携しながら駆除等の対策を実施することとしていますので、これまで見かけなかった種類の生物を発見した場合は栃木県自然環境課又は栃木市環境課にご連絡をくださいますようお願いいたします。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：環境課：TEL 21-2420】
9	参加者 (上新田)	【都賀幼稚園の虐待事案に関する園の対応について】 都賀幼稚園で起きました今回の問題についてご質問いたします。今回、都賀幼稚園で起こりました事件について、園はまず保護者に報告せず、そして市にも報告をしなかったようですが、こどもが怪我をしたのに報告をしないという園の対応について、市はどのような考えでしょうか	【こども未来部長】 今回の案件につきましては、2月に発生しました虐待の事案に関し、園長からの報告を受けていなかったという事で、市への連絡が遅れたと、我々の方は伺っております。虐待に関するガイドラインでは、施設長からの報告を求めるとなっていますが、子ども・子育て支援法上はそれを義務としては定めていないという問題があります。国の方では、来年4月に改正する方向で進めておりますので、市としましても、その状況を注視してまいりたいと思います。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：保育課：TEL 21-2231】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
10	参加者 (中妻 中の内)	【新規自治会長に対する説明会・研修等について】 先日、栃木市の自治会連合会の総会に参加させていただきまして、増山副市長様から、自治会長は地域住民と行政とを繋ぐ大切な役目であるとおっしゃっていただきました。私は新規自治会長ですので、自治会長に対しての説明会というか、会社であれば新入生社員教育というのがあるものですので、その件について伺いましたのですが、自治会活動の手引きを読めばわかるという回答でした。 行政からのお願いというのが18項目ありまして、寄付金についてとか、いろんな内容が書いてあるのですが、見ればわかるというお話で終わってしまいました。本来であれば4月に説明いただかないと、新規自治会長ですから何もわかりません。まして寄附金といった内容が入っているものですから、せっかく活動している団体の方に対しても、寄附金を集めに来る私が何も説明できない。 最終的には、個別に対応しますということでしたので、いつでもお待ちしておりますので、しっかりお話を伺いたいと思います。それが先月の話だったのですが、それ以降全く連絡がありません。 当日250名ほどの自治会長さんがいらっしゃいましたが、行政の対応がこんなことでいいのか。私も地域住民に対して、いろいろ奉仕したいなと思って、出席したわけなのですが、そんな対応でいいのかと、思うところがありますので、市長さんがどんな風に感じたのか、ご意見を伺いたいと思います。	【市長】 自治会の皆さまには、連日、大変お骨折りを頂いておりますこと、この場をお借りしてお礼を申し上げます。確かに、初めて自治会長になられた方は、何もわからない訳ですので、行政としてしっかりと説明しなければならないと思っております。 大変失礼な対応だったと、私も思っておりますので、お詫びをいたしますと共に、今後はこういったことがないように注意をまいります。本日は担当の部長が来ておりますので、詳しくは担当部長の方からご説明いたします。 【地域振興部長】 先日の自治会連合会の総会におきましては、私の方も出席させていただいたところでございます。そのような対応があったということで、まずはお詫びを申し上げたいと思います。 市内には469の自治会がありまして、各地域にも自治会連合会というものがあります。単に、見れば分かるというような、そのようなお話ではなくて、地域の自治会長さんが集まって交流を図れるような、そういった研修もできればと思います。補助金もありますし、寄附金もあるということです。より丁寧に対応してまいりたいと思います。ご提案いただき、ありがとうございました。	【担当課:都賀地域づくり推進課:TEL 29-1100】 【担当課:地域政策課:TEL 24-0352】 自治会長宅を訪問させていただき、年度当初にお配りした行政からの依頼など資料のご説明と、新任自治会長への対応について、都賀地域として、改善・実施していく旨お話させていただきました。 今後につきましては、各地域自治会連合会総会終了後等において、各課からのお願い等を説明する際には、特に新任の自治会長への説明を分りやすく、丁寧に説明してまいります。
11	参加者 (木の西)	【通学路の防犯灯設置要請について、関係課が連携し申請が一度で済むようにして欲しい】 通学路の防犯灯設置及び通学路の点検についてお伺いいたします。学校より、自治会から防犯灯の設置について、市の方へ要望してくれないかという話がありまして、早速自治会から、交通防犯課に申請をしたのですが、この話はおかしいなと感じました。というのも、教育委員会の方から、通学路の危険箇所といった調査があったかと思うのですが、その調査の回答を教育委員会に出したと思います。それがまた自治会長に戻ってきているわけです。ですから、教育委員会が交通防犯課に申請を出せば、それで済むのではないのかと思いました。 これに関連して、自治会から防犯灯の設置を要望すると、電柱2個おきとなります。車なら問題ないですが、子どもたちが歩くとなると大変暗いので、通学路の防犯灯の設置や、あとは通学路の整備については、これからの栃木市を担う子どもたちが安心安全に通学できるように、要望があれば第一優先でやっていただきたいと思います。	【教育次長】 ご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。 毎年、通学路の安全点検というものを、学校と教育委員会、そして関係機関とで現場を確認しまして、安全対策を講じるようにしております。 そういった中で、防犯灯の関係も、学校の方からきちんと出していただきまして、現場の方を確認しながら、交通防犯課等と連携が図れるようにしていきたいと考えており、教育委員会が仲介に入りながら進めていくように、対応していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 【生活環境部長】 ご質問いただきありがとうございました。 教育次長からもお話がありましたように、教育委員会と私どもの方で、連携を図りながら、出来ることを考えていきたいと思っております。どのような対応ができるかというのは、改めて報告をいたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	【担当課:学校教育課:TEL 21-2295】 通学路の防犯灯設置の要望につきましては、自治会からの申請が必要なことから、学校から市教育委員会に報告いただく安全点検結果に基づき、市教育委員会から該当する自治会あてに設置申請書の提出を依頼することといたしました。 【担当課:交通防犯課:TEL 21-2151】 防犯灯の設置につきましては、自治会内でよく検討のうえ、必要な場所を選定いただき、自治会長より設置申請をいただいております。 毎年4月に、防犯灯設置に関する申し込み書類を自治会長あて送付しておりますので、その際に設置申請を申し込みください。 なお、申請いただいても設置条件を満たしていないなどの理由により、設置できない場合もございますので、ご承知おきくださいますようよろしくお願いいたします。

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
1 2	参加者	【都賀幼稚園の虐待事案の発生日時や場所など、事実確認について】 都賀幼稚園の保護者の者です。都賀幼稚園の虐待の関係についてお伺いします。 蹴った箇所の食い違いがあったと聞きました。市が事実確認をしっかりやらなかったせいで、園が都合よく解釈を変えてきている。 蹴った場所により罪の重さが違います。私達が聞いた話では、顔を蹴ったと言っているこどもが大半です。日時や蹴られた箇所の特 定や、蹴ったときに居た場所の特定というところの、基本的な事実確認というのを、何故行わなかったのですか。	【こども未来部長】 今回の件に関しましては、まず発生時期が2月、市の方に報告があ って確認したのが3月に入ってからということで、期間が空いており ますことから、まずは加害者である保育士の方に確認を取りました。 保育士からの聴取を行ったところ、他にもう一人保育士が居て、大 人2名子ども1名の状況の中で、足で蹴って、その結果鼻血が出たとい うことでした。また、被害者の保護者の方には、また別な日に担当 の方から確認を取りましたところ、皆様がおっしゃっているように、 意見の食い違いがありました。 いずれにしましても、蹴って鼻血が出たという事実をもって、子ど も・子育て支援法上で言うと、いわゆる不適切保育の中の虐待があっ たという事実から、二度とこういった事が起こらないようにというこ とで、再発防止を狙いとして進めております。 今回の事は、市としても非常に重く受け止めておりますので、逐 次、県とも連携を図りながら、進めていくという状況になります。現 状としての考え方は以上となります。	【担当課:保育課:TEL 21-2231】 令和6年8月、9月に事実確認のため、園児、保護者、園職員から聞き 取り調査を実施し、事件発生日が2月5日と確認しました。 また、聞き取り調査に当たり、園児、保護者の心のケアのため、こども 家庭センターに相談窓口を整え、園児、保護者の心理的負担の軽減を 考慮しながら調査を実施しました。 なお、園に対する是正改善として①虐待防止、人権研修の実施、②加 害職員の外部派遣研修、③第三者評価の実施、④保護者説明会の実 施を求めたところです。③につきましては、保護者アンケートまで実施し ましたが、2月13日に業者より契約解除になり、本年度の実施は見送り になっております。④につきましては、12月17日に開催されております。 現在①②の進捗管理を行っているところです。
	参加者	【当日再質問】 そばで見ていた子たちは、その後、みんなで大丈夫、とか痛かっ たねとか、背中をさすりあったり、頭をなでたりしていたと話して います。その時の状況を想像すると、どれだけ怖かったかと胸が痛 くなります。園に、そんなに蹴っていないだとか、そんなことで文 句言う方が悪いとか言わせないために、今からであっても事実確認 をしていただきたいと思います。これをやらずに再発防止は全 くできるはずがないと思うので、蹴られた場所の特定はしっかりやる べきだと要望します。 私が聞いた中でも、まだ記憶に残っているこどももたくさんい て、助けてあげたかったけど怖くてできなかったとか、それがずっ と心に残っていると話しているこどももいますので、ガイドライン には虐待等と判断された場合には、その対象となったこどものみならず、 その他の保育所等を利用するこども、虐待等に関わっていない職員含め、 十分なケアを行う必要があるとありますが、市はこども、保護者、職員等 のケアに取り組んでいるのでしょうか。今からでもやっていただきたい と思っています。	【こども未来部長】 申し訳ございません。現状におきましては、そのクラスが年長であ ったということもあり、その後、被害者の保護者等への確認を取って いたということで、少し時間が経っていたという事もあり、失念して いたということになるかと思います。 ただ、そういったこどもたちへのケアというのは必要なことだと思 っておりますので、こういったことが出来るのか、検討してまいりたい と思います。 【市長】 虐待の事実があったということについては、本当に残念なことであ りまして、早急に対応しなければならないと考えております。実際に 虐待が行われ、報告があるまでに時間が経っていたということですが、 私のところに報告が上がってきた時には、直ぐに事実確認をする ようにと指示を出しまして、市の担当の方は直ぐに確認に出向いて おりました。 我々が事実を知ってから、きちんと対応をしていたのだと思っ ていたのですが、そこが不十分であったのではないかなと思っており ます。そういった事実があった場合には、しっかりと原因究明というの はしていかなければならないと思っております。	

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
1 3	参加者 (合戦場)	【ゴミステーションの設置基準について】 ゴミステーションについて質問させていただきます。 私の担当するところは市街化区域で、近年、住宅開発の業者から、ゴミは何処に捨てればいいでしょうか、空いているゴミ捨て場はないでしょうか、といった相談があります。こちらのごみステーションは一杯なので、新しいゴミステーションを造っていただけないでしょうか、と問いますと、決まって帰ってくるのは、開発行為を行わない開発では設置義務はありません。という言葉です。 そこで、開発行為を伴わない住宅開発であっても、ごみステーションの設置を義務化することはできないでしょうか。例えば設置基準にある世帯数が 20 世帯以上となっていますが、分譲住宅等については、8 世帯くらいに緩和できないでしょうか。 また、ごみステーションを設置する際には幅 8m を確保してくださいと言われました。実際 8m の幅を確保しているごみステーションはありますか。実際はないと思います。だから、実際の現状に合った基準というか、運用の見直しをするべきだと思います。	【生活環境部長】 日頃よりごみステーションを管理いただき、ありがとうございます。先ほどおっしゃっていただいたように、現状では 20 世帯以上など、いろいろな縛りがございますが、設置基準については、改めて検討させていただきたいと思います。それぞれの状況がおりだと思えますし、本日は担当課長もおりますので、この後個別でお話を聞かせていただければと思います。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:クリーン推進課:TEL 31-2447】
1 4	参加者 (原宿下)	【安心して子どもを産み育てられる環境を作してほしい】 前にも、市長にお話をしたことがあるのですが、産婦人科の数について、私が調べたところ、あっているかはわかりませんが、産婦人科の数は栃木市に 1 件、小山市に 1 件、佐野市に 2 件。壬生町には獨協医大がありますが、聞いたところによると、緊急の場合の受入れのみであるようです。下野市の自治医大も同ような対応だと聞きました。産婦人科を増やすことはできないでしょうか。 栃木市だけの問題ではなく、栃木県全体の問題だと思いますが、栃木市でも何かと考えてはいるとは思いますが、何とか、安心して子どもを産み育てられるような環境を作っていただきたいと思います。	【保健福祉部長】 栃木市内で出産、分娩できる場所は 1 ヶ所ということで、ご質問の通りになります。また、自治医大、獨協医大での出産につきましては、リスクが高いと開業医の先生が判断されたケースは、獨協医大あるいは自治医大の方にお問い合わせをする仕組みになっております。 ご質問にありましたように、産婦人科の数が増えるのは、私どもも願うところではありますが、現在の若い方の出産というのは、市内にあるからいいというだけではなく、その施設が新しい設備を揃えているとか、あるいは痛みを伴わないで出産できる機能を持っているとか、そういった判断基準で選ばれている傾向もあります。 そういう状況の中で、栃木市としても、何とか出産できる場所をもう少し増やせるような、そういう努力についてはさせていただいておりますが、なかなかそれが実現できていないというのが実情です。 【市長】 市内で 900 人くらい赤ちゃんが生まれていた頃は、市内に産婦人科は 2 箇所ありましたが、1 箇所になり、これは大変だということで、メディカルセンターにお願いに行きました。しかしながら、メディカルセンターに産婦人科を置くのであれば、周産期医療のような、多様な出産に対応できる施設であるべきであり、普通の分娩であれば、市内に一カ所ある産婦人科で対応できるとおっしゃっていました。 もし、メディカルセンターに産婦人科を設けるのであれば、4、5 人のお医者さんが必要になるという事ですが、今、産婦人科のお医者さんはすごく少なくなっておりまして、産婦人科がもっとあれば、いいに決まっているのですが、お医者さんの問題、それから少子化の問題でなかなか増やせないのが実情であると思っております。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:健康増進課:TEL 25-3500】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
15	参加者 (橋本)	【サッカースタジアムの使用料及び固定資産税について】 サッカースタジアムの使用料を免除するのは違法である、固定資産税をかけないのも違法であると、東京高裁の判決が確定しました。真摯に向き合うのであれば、直ちに納税のための催告書を出して、それに応じない場合は仮差し押さえ。そういうことになっているはずですが、過日、担当部長にお聞きしたのですが、個人のプライバシーだから何も言えない。このように言われました。 やはり、市長は裁量権の濫用でこういう事になったのですから、ちゃんと支払いを求めて、支払えない場合は差し押さえ、これをやるべきだと思うのですが、それを改めてやったのか、やらないのかをお聞きしたい。 それから、使用料を約3分の1に減額していますよね。徴収もしていないのに3分の1に減額したというのは、極めて不当だと思います。足利や宇都宮は岩舟よりも高く取っているというのが実情です。どうして運動公園とかスポーツ公園などの占有使用料が高いのかというと、例えば、岩舟の総合運動場と同じ施設を作るのに45億円かかります。岩舟町の税収が五、六十億円のときに45億円かけています。それだけかかっているから、足利や宇都宮は岩舟よりも高く取っているのです。 また、聞いたところによると、市が5,400万円の使用料を支払ってくださいと言いに行った時に、自分の方から、うちが使った分は払います、と先に言ってしまったという話を聞いたのですが、その辺はどうなのか。副市長が担当者であるので、明確にご回答をお願いいたします。	【副市長】 お話のありましたように、減免は認められないという判決が出ましたので、固定資産税と使用料について収めてほしいと、請求するということを会社側に申し上げました。 ただし、相手側に対して丁寧に説明していくべきとの考えから、一定の時間がかかったということは事実でございます。 その結果、会社側から納入するとお答え顶きましたが、固定資産税については、その内容や納付状況について、誰のものであっても市は明らかにすることができません。今申し上げられるのは、会社側は納入に同意し、納付の手続きを行っているという状況であります。 それから、土地の使用料については会社側と合意をいたしました。約5400万円については請求をしておりますが、現在支払い方法等について調整中でありまして、調整が済みまして、まずは議会にご報告しまして、市民の皆さんにもご報告をさせていただきます。また、差し押さえについてですが、確かに法的にはそういった方法もございますが、スタジアムを作った会社側との約束を違えてしまったのは私どもであり、その点を踏まえ慎重に話し合いを進めてまいります。 また、使用料を減額したことにつきましては、栃木市全体の公園について見直しをした結果、確かにスタジアムについては3分の1ほどの金額になっております。ただし、先ほど申し上げましたが、過年度分、これまでの分については条例改正しても該当しませんので、今年から払っていただく分については、条例を見直して減額になったということです。詳しいところは、後で担当部長からも少し説明をさせていただきます。 次に、市がこれまで無償でスタジアムを使った回数、18回かと思いますが、2200万円について協議をしているということ、確かに議会にご相談をいたしましたが、私が先方に申し上げたという事実はございません。ただし、検討項目の中には最初の段階から挙がっておりまして、話し合いの中で、市が無償で使った部分についてお支払いすることはできないという判断を最終的にいたしました。 【都市建設部長】 まず条例改正について少し補足をさせていただきます。今回の裁判の結果を踏まえて、条例について使用料全般を検証した結果、こういった施設設置の使用料については、サッカースタジアムのような大規模な施設の設置を想定したものではないということでございまして、施設設置の使用料は、いわゆる土地の貸付料といったものでございますので、やはり評価額を使用料に反映させるということが公平であり適正ではないかと考え、今回の改正を行った結果として、岩舟のサッカースタジアムについては3分の1の減額になったということです。 また、過年度分の使用料につきましては、先ほど副市長からもお話がありましたが、現在手続きについての詳細を詰めているところでございまして、まずは議会に報告をしてから、公表させていただければと考えております。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:税務課:TEL 21-2271】 【担当課:公園緑地課:TEL 21-2413】 過年度分の公園使用料につきましては、令和6年11月11日に全額納付されました。

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
16	参加者 (桜本)	【自治会長への回覧・配布物の依頼について】 回覧版の配布依頼が月に1回、自治会長の方に回ってきます。配布物あるいは回覧板の配布のときに、このところ他の団体様からの回覧の依頼が回ってきます。例えば、社会福祉協議会の通知を回してくれ、あるいは鷺宮の神楽の配布物を回してくれ、あるいは家中小学校の印刷物を回してくれ、ということで、毎月1回の他に、いろんなところから来るようになりました。配布する側、シルバー人材センターですかね。そちらで断られたので、自治会長の方に持ってきましたと、そのように言われました。 自治会や地域おこしの団体、学校からの配布物などを市の回覧として回すことはできないと、今までとちょっとやり方が違うので、元のやり方に戻してもらって、自治会から依頼するもの、地域おこしの団体や小学校の配布物とか、そういったものも受け付けていただけたらと思います。 それと、一つ不思議に思うのですが、都賀中学校の配布物は回覧板で回してくれと市から依頼が来ます。一方、小学校の配布物は小学校から依頼が来ます。なぜ、都賀中学校からの依頼は市から来て、小学校の配布物は各自治会の方の判断で回すのか、そのの違いがわかりませんが、そのところも踏まえたくて、ご回答をお願いいたします。	【総合政策部長】 今の件につきましては、少し整理をさせていただいてから、ご回答させていただきたいと思います。ちょっと私の方でも承知していない部分もありましたので、後ほどご説明をさせていただきたいと思います。	【担当課:広報課:TEL 21-2316】 以前より、自治会長さんや班長さんなどから、広報紙と一緒に配る折込チラシが多すぎて負担になっている、との声をいただいております、市いたしましても、自治会様のご負担を減らすため、折込チラシ等のルールを再度徹底したところです。 そのルールとは以下のとおりとなります。 ①一部を除き、市が主催または共催をしているものに限ること ②地域全体に折り込むもののみとすること 広報紙の配布につきましては、自治会様にご負担をお掛けしてしまいますが、引き続きご理解ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。
17	参加者	【都賀幼稚園の虐待事案について、早急に対応していただきたい】 私は都賀幼稚園の元職員です。今回の新聞記事の件よりも3年ほど前から、虐待と思われる行為がありましたので、市にはご相談させていただいていたのですが、結局は、市長まで話は届いていないということと、市の方は、園の方に訪問されていると思うのですが、結局は、それ以上の厳しい指導がなかったため、今回の事案に繋がったのではないかと考えています。 未来ある子どもたちのことですので、早急に対応していただきたいと思います。	【市長】 先ほど申し上げましたように、今回の件はしっかりと対応したいと思っております。最初の原因究明、それから、今後改善を求めていくわけですが、十分ではないので、再度改善を求めるということで、担当は動いております。 【こども未来部長】 今後の改善に当たっては、具体的な計画を出していただいて、その計画を市としてもフォローアップして、継続して改善がされていくように確認をしていくという動きになります。例えば研修をやるということであれば、何時やったのかや具体的な方法についてなど、報告を求める、そういった動きになります。 そのような形をとりながら、最終的に再発防止が出来ればと考えております。この内容については、当然県の方にも逐次報告を差し上げながら、市の対応についての確かどうかの助言等をいただきながら進めてまいります。	【担当課:保育課:TEL 21-2231】 園に対する是正改善として①虐待防止、人権研修の実施、②加害職員の外部派遣研修、③第三者評価の実施、④保護者説明会の実施を求めたところです。③につきましては、保護者アンケートまで実施しましたが、2月13日に業者より契約解除になり、本年度の実施は見送りになっております。④につきましては、12月17日に開催されております。現在①②の進捗管理を行っているところです。 また、元職員の会からの再調査の要望を受け、現在、元職員等への聞き取り調査を実施しております。

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
18	参加者	【都賀幼稚園への行政処分はできないのか】 都賀幼稚園に2人のこどもが通っています。親として心配なのは、新聞記事が載って保護者会が開かれても、園長や加害者である職員は何の処分も受けずに、今も普通に幼稚園に居ます。 6月7日に年長さんがさつまいもを植える園の行事があったのですが、そのときも園児に強い口調で怒鳴っている園長の姿を何人もの保護者の方が見ています。最近ニュースなどでも、保育園や幼稚園の虐待のニュースが出ていると思うのですが、都賀幼稚園は何故行政処分を受けないのですか。	【こども未来部長】 行政処分といいますと、現在進めている指導監査というものが、その一つの流れになっております。市の権限というものが、保育料相当額について、国と県と市でお金を払ってしまして、給付費というのですが、最終的に改善がされなければ、その給付費の停止というものが、市が出来る一番重い処分となります。 それまでは、改善を促していくということで、しっかりできなければ勧告をする。その後に命令。その段階で公表ということになりまして、最終的には給付費の制限。そういう流れになっております。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:保育課:TEL 21-2231】
	参加者	【当日再質問】 暴力行為があったのが2月の初めで今は7月。5ヶ月も経って、園児たちも振り回されている。あの先生がいなくなった、あの先生は何処に行ったのかと、不思議に思っている子もいます。5ヶ月も経って、市は今から監査に入ります、というのはちょっと遅くないですか。	【こども未来部長】 お時間の関係もありますので、この後個別にお話をさせていただきたいと思いますが、市が監査に入ったのは3月の10日と13日で、保育士からのヒアリングというものをやっています。その段階から動いております。 手続きの流れがありますので、どうしても、一気に監査というか強制的にはできません。一つずつ手続きを踏んで、園からの改善報告書を出させて、それを着実に実行させる。そういう動きが、現状の制度の中での指導ということになっております。	
19	参加者 (橋本)	【学校給食費の無償化について、市長の考えを伺いたい】 市長さんは、学校給食の無償化について、やりますという公約を立てて当選されたと思いますが、今現在、小学校6年生と中学3年生だけですよね、無償化は。 今、群馬県とかいろんなところで無償化が広がっています。今本当に物価が高くなっていて、給食費を払うのも大変だと思うので、全学年の無料化をお願いしたいと思います。市長さんの考え方を、ぜひ伺いしたいと思います。	【市長】 ご質問ありがとうございます。公約である学校給食費の無償化を実現するため、いろいろ努力をしまいいりました。今、小学6年生、そして中学3年生を何とか無償化にしまいいりました。小学6年生は中学に進学するために自転車を買ったりとお金がかかるので、なんとか実現させたい。そして中学3年生は、高校に進学するために、大変な費用がかかりますので、せめてそこだけでも無償化できないかという事で、議会とも調整しながら、そこまで来たということであります。 そして今、物価高でありますので、給食費をこれ以上上げることはできないので、今年も予算の中で7,000万円を一般財源から持ち出して、なんとか上げないで済むように、また、きちんと栄養価のある食材を使えるように、今現在、そんな努力をしているところです。 今、全国で3割が無償化になっているということでして、国の方も、少しずつ言い始めております。国に対しては、是非、全国のこどもたちが一律で無料になるように、と要望をしているところです。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:保健給食課:TEL 21-2480】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
20	参加者 (木の北)	【水道料金の値上げ、南摩ダム表流水の利用について】 一つは、7月1日に発行された広報紙に、今月から水道料金を10%値上げしますと書いてありました。水というのは生物にとってなくてはならないものなので、水道料金はできるだけ安く抑えるというのが当たり前のことだと思うのですが、その点をどう考えているのか。 もう一点は、南摩ダムの水を栃木市は買うのではないかと、そういう懸念があります。本来栃木市には、50億の水道水があって、使っていない水が約2000tもあると言われていますが、そんな中で、用水路なり何なりを整備してまで、安全な地下水を持っている栃木市が表流水を買う必要が本当にあるのか。やはり地下水を使っていくというのが必要だと思います。用水路を作って、県から水を買えば、当然、ますます水道料金は値上がりしていく。そういう面では、県の水は買わないという、宣言ができないものか、と思っています。 南摩ダムは元々1950年、私が生まれる前から発想があったわけですね。南摩ダムというのは、水が集まらないのではないかと、言われているダムをこの10年間で作ってきちゃった。そして、最初は農業用水にしていけばいいと言っていたところが、農業用水は買わないということになって、今度は、栃木市や壬生町や下野市に買わせるという形になっていった。そこに問題があるのではないかと。栃木市の水は、基本的には地下水で間に合っているもので、県の水は買わないと、宣言してもいいのではないかと、そう思います。以上です。	【上下水道局長】 水道料金につきましては、確かに生活に欠かせないもので、水がないと生命の危険もあるということで、できるだけ料金を低く抑える、設定する、そのように努力はしてきたところであります。 しかしながら、今般の物価高のあおりを上下水道局も受けておりまして、通常は水売る単価の方が若干高くなっていたところですが、令和4年度時点において、それが逆転してしまい、作れば作るほど、買っていただくほど赤字が出るという状況もあることから、非常にご迷惑をおかけして申し訳ないと思いますが、なるべく支出も抑えるということを前提とし、10%程度の値上げを決めたところでございます。 水道事業につきましては、昭和40年代から、市内各地に浄水施設を作って供給を始めましたが、施設の老朽化が進んでおりまして、場合によっては耐震化もなかなか進まないという現状もございます。今回は石川県で災害がありましたが、そういうときの備え、緊急資金も含めまして、耐震化を進めるなど、ある程度の資金のストックというのが必要な部分も加味して、最低限という形で10%の値上げということを踏み切らせていただいたということです。 大変ご迷惑をおかけしており、申し訳ないと思っております。何卒ご理解いただければと思います。 【総合政策部長】 栃木市、壬生町、下野市、あとは県において、表流水が必要かどうか、この検討を進めてほしいということで、現在栃木市においても検討しております。これは今現在もそうですし、将来にわたってどうなのか、買うことになればお金がどれぐらいかかるだろうかと、このことを、栃木市として調査、研究してくださいという段階ですので、買うことが決まっているという事実は、今現在ありません。 ご発言にありましたように、栃木市は地下水が非常に豊富で、現在、地下水で全て賄っておりますが、将来にわたって、私たちのこどもや孫の代にわたるまで、地下水だけでいいのか、リスクについても考え、検討してくださいということでございます。 当然、表流水を使う、使わないといった判断の前には、皆さんにお知らせをして、議員の皆さんとご相談をして、どうするかということをお判断することになると思いますが、栃木市として使うように進んでいるという事実は、現状ではないということでございます。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:上下水道総務課:TEL 25-2103】 【担当課:総合政策課:TEL 21-2301】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
21	参加者 (木の東)	【各地域のまちづくり実働組織が集まる機会を作ってほしい】 実働組織まち作りネットワークに所属してしまして、何回かお話しているのですが、地域には8団体あると思いますが、実働組織の集まる場を作っていただきたいと思います。コロナ前までは私が皆に連絡をしていたのですが、各地区課題や問題がありまして、また実働組織も高齢化になっています。 まち作り、まちおこしの団体で集められましたが、平成21年の4月に地域推進条例で決まって、地域会議と実働組織の二本立てで行けということと言われていながら、実情は高齢化で大変なことになっていますので、ぜひとも行政の方で集まる機会を作っていただきたいと思います。 それからもう一つ。少子高齢化がもろに影響してまして、木の東の自治会などの育成会の廃品回収、今までは1人10件ぐらい回ればよかったのですが、今は30件くらい回ってもらわなくてはならず、さあどうするということで、大問題になっています。戸数が20件も減ってしまいまして、維持管理費の削減を検討中です。 存続の必要性も含めて、これから自治会をどのようにしたらいいか。各自治会で勝手にやってくださいという時代の流れではないと思います。その辺をどのように進めていったらいいか、行政と自治会が一緒になって考える時代になってきたのではないかなと思いますので、その辺をよろしくお願いします。	【地域振興部長】 実働組織並びに地域会議にご協力いただきましてありがとうございます。ご提案をいただいております実働組織との交流会ですが、実は令和5年度に、栃木市地域自治交流会というものを開催しております。これは地域会議とまち作り実働組織、そしてまち作りセンター、これは市の職員になりますけれども、同じテーブルについて情報交換というものを行っております。具体的には、宇都宮大学の先生をお迎えしまして、治水と減災といったテーマで行わせていただいております。初めての試みということで昨年度行ったところですが、お話いただいておりますとおり、このような交流会というのは非常に重要で、お互いの環境を知るといっても大切だと認識しております。従いまして、今年度におきましても昨年度同様に行ってまいりたいと考えておりますので、ぜひ参加していただければと思います。 また来年度に向け、地域自治制度に向けた見直しを今現在やっております。地域会議、実働組織のあり方、そして地域予算の提案制度につきましても、様々な観点から見直しを行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。 次に、都賀地域の自治会の世帯数につきましては、令和5年度と令和6年度を比較しますと、実は93世帯ほど増えております。民間の開発などもあると思いますが、世帯数は増えています。ただ自治会の加入世帯についても調べましたところ、55世帯減少しております、自治会の加入率は70%となっております。 また、先ほど廃品回収に育成会がご協力いただいているということでしたが、育成会につきましては、昨年度より一つ減っております、人数を比較しますと、令和5年と令和6年度で51名、こどもの数が減っているという形になっております。 いずれにしても、本市にとって自治会はなくてはならない存在と考えております。様々な自治会行事につきましても、近隣自治会と共同共催で行なうことや、共通する事務を近隣する自治会と行うという手法もございますので、市としましては、助言や支援をしてまいりたいと考えておりますので、自治会の存続の問題につきましては、当然のことながら、どんどん関わってまいりたいと思っております。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:地域政策課:TEL 21-2453】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
22	参加者	【都賀幼稚園の虐待事案について、みんなに知って欲しい、早急に対応して欲しい】 市長が掲げるマニフェストの中に、虐待、児童の虐待、こどもの健康問題の解消とありますが、都賀幼稚園は市長の思いに反する行為が今でも行われているというのがあります。実際に虐待を受けてつらい思いをする保護者、園児の皆さんが今も虐待をされている。 私も去年ボランティアをさせていただいた中で、園長先生を始め、息子さんも何か保護者や先輩の先生を馬鹿にしているような態度をとっていたのが、私はボランティアをやっていて本当に悲しかった。言いたくても、言うとなんか子どもが虐待をされて嫌がらせをされる。私も実際にやられている側なので、声を上げて言いたい保護者はたくさんいます。 今この中でも息子さんやお孫さんが都賀幼稚園に通っている方たちはいらっしゃると思います。ですが、この虐待は表に出ていないので知らない方は一杯います。私達が今ここに来ているのは、現実に都賀幼稚園で行われていることをみんなに知ってもらいたい。私達保護者は、やめた先生方も、名前を名乗りたくても、虐待されたくないから名乗りたくない。私たちは、今そんな思いでやっと立ち上がって、新聞沙汰にもなりました。皆さんはどう思われているのか、市長が6月7日の市議会の答弁を聞いて、まずどう思われたのか、素直にお聞きしたい。 本日は都賀幼稚園の実態を皆さんに知ってほしくて、私たちは参加させていただきました。本当に早く対応していただきたいと思います。	【市長】 長年に渡って、こどもたちのこれからの成長を担うべき園でそのような行為が行われているという事は、大変残念に思っています。やはり当事者と行政がしっかりと対応していくべきだと思っていますので、しっかりと対応させていただきたいと思っております。私もこどもたちの虐待、そして貧困の問題にはしっかりと対応していかなければならないと思っております、子どもの居場所などを2ヶ所設置させていただきました。 また、民間の施設も開設されておりますし、色々なところから市の方に寄附を頂く機会がありますが、どういうところに寄附したらいいかという相談がありましたら、必ず、子どもたちのためにということで、「子ども未来基金」の方を案内させていただいております。 多くの皆様がこどもたちに目を向けてくださっていると、ひしひしと感じておりますので、みんなで大切なこどもたちを育てていくという機運をしっかりと作ってまいりたいと思います。 【こども未来部長】 私も他人事ではなく、自分のこどもが行っていると思いながら対応させていただきたいと考えております。過去の事例におきまして、なかなか適切な対応が取れなかったというところも、先ほどおっしゃっていただいたように、自分が誰か知られたら困る、そういう思いがあったからだと考えているところですが、そのような中でも、何とか市としてできないかということで、園の方には訪問もさせていただいておりますが、被害者がわからないように対応していたというところに、難しさもあったのかなと感じているところです。 なお、今回の話は虐待ということですので、早い段階で園の方にも、もう少し実効性がある内容をと指導しています。本日お越しいただいた皆さんの想いを、我々や担当職員も噛みしめて、しっかりと園の指導に当たってまいりたいと思います。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:保育課:TEL 21-2231】